■ 母子父子福祉資金の貸し付け

学校の休業や失業などにより、一定の要件に該当する場合、生活資金の貸し付けを行います。

対象　配偶者のない女性・男性で20歳未満の子を扶養している人、配偶者の生死が不明、または配偶者から遺棄されている女性・男性、配偶者が精神または身体の障害により働けない女性・男性

連帯保証人　原則、必要です。申請時の年齢が原則として60歳未満で、かつ、償還期間終了時の年齢が70歳未満である人など
※ＤＶ被害者であり、親族・知人と連絡が取れない状況にある母親・父親は連帯保証人を必要としない場合があります。

必要書類　貸付申請書、申請者および連帯借主の戸籍謄本およびマイナンバーが記載されていない住民票、連帯保証人については本籍入りの住民票、申請者および連帯保証人の所得証明書、同意書、その他各資金で必要な書類

問）女性こども課こども家庭係（☎４３-７１３９）

■ 寡婦福祉資金の貸し付け

対象　母子家庭の母で、子が成人した後も配偶者がいない人、子が成人してからまたは、子を持ったことがなく夫と死別や離婚した40歳以上で配偶者のいない状態の女性

その他貸付金の種類　事業継続資金、修学資金、修業資金、医療介護資金、住宅資金、就学支度資金など
※対象になる人は一度、相談してください。

■ 保護者の小学校などの休業による休暇取得支援（個人で仕事をする人）

小学校、義務教育学校１～６年生、各種学校などの臨時休業に伴い、子どもの世話をするため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金です。

支給額　就業できなかった日について、１日あたり4,100円。令和２年４月１日以降の日については、１日あたり7,500円

適用期間　令和２年２月27日～９月30日

申請期限　令和２年12月28日まで

対象　次の全てに当てはまる人

1　保護者であること…
親権者、未成年後見人など子どもを監護する人、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。

2　子どもの世話を行うこと…
新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話または、新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休むことが適当と認められる子どもの世話を行う。

3　小学校などの臨時休業などの前に、業務委託契約などを締結していること…
業務委託契約などは、発注者から仕事の依頼を受け、業務遂行などに対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。契約書や電子メールなど、何らかの書面などにより、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要になります。

4　小学校などの臨時休業などの期間で、子どもの世話を行うために、業務委託契約などに基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと…
あらかじめ業務委託契約などで示されていた業務を行う日時で、業務量、契約期間などから業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

問）学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター（☎０１２０-６０-３９９９）

■ 休業手当

会社が休業手当を支払わなければならない場合
▷使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
▷不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払い義務はありません。

休業手当の額　平均賃金の60%以上の額

不可抗力による休業
①原因が事業の外部から発生した事故であること
例）緊急事態宣言に基づく要請など事業の外部で発生した、事業運営を困難にする要因
②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること
※「自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合を、十分に検討しているか」「労働者に他に就かせることができる業務があるにも関わらず休業させていないか」など休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。

問）福山労働基準監督署（☎０８４-９２３-０００５）

相　談

■ 生活困窮者自立相談支援

就労の支援やその他の自立に関して抱える課題に対し、生活困窮者およびその家族などからの相談に応じます。また、必要な情報の提供や助言をし、関係機関との連絡調整を行い、自立に向けて包括的な支援を行います。まずは、何でも相談してください。

対象　生活に困窮している人

相談の流れ

相談の受け付け → 生活状況の課題を整理 → 支援プランの作成 → 支援メニューの提供 → プランの見直し → 困りごとの解決

支援メニューの例

就労支援
就労に関する助言や個別の求人開拓などの支援を行います。

家計改善支援
家計の状況を見える化することで、状況を把握したり、貸付のあっせんなどを行います。家賃、税金、公共料金などの滞納や給付制度などの利用に向けた支援も行います。

問）府中市くらしサポートセンター（府中市社会福祉協議会内・☎４６-３３３４）